

牛久市農業委員会第28回総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日（金）午後2時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第1会議室

3. 出席者

農業委員（12名）

会 長 13番 山越 康義

委 員	1番 吉田 功	2番 川村 隆一	3番 飯田 光夫
	4番 坪井 隆典	5番 村松 昇平	6番 澤田 臣男
	7番 平沢 克人	9番 花島 常雄	10番 塚崎 光子
	11番 藤田 文男	12番 中山 みつい	

農地利用最適化推進委員（4名）

委 員 中島 一郎 鈴木 正規 大塚 康夫 橋本 勝慶

農業委員会事務局（3名）

事務局長 杉山 正光 事務局長補佐 近藤 絹 主事 稲本 誠一郎

4. 欠席委員（1名）

8番 山越 隼人

5. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による転用目的の賃借権設定許可について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

6. 会議の概要

事務局	定刻になりましたので、開会にあたり、会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。
会 長	ただいまより第28回農業委員会総会を開会いたします。 出欠委員の報告であります。在任委員13名中、出席委員12名です。欠席委員は8番、山越隼人委員です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。 次に、議事録署名者の指名であります。議長の指名により任命してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	それでは、議事録署名者に、9番、花島常雄委員、10番、塚崎光子委員を指名いたします。 参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。 事務局は、杉山事務局長、近藤事務局長補佐、書記として稲本主事です。 それでは議事に入ります。 議案第1号から第4号まで一括上程いたします。なお、審議の都合上、議案第1号より審議いたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてです。 第1項、新地町につきまして、申請者は、隣接する自作地と一体的に耕作することを目的に売買による所有権移転の許可申請をするものです。譲受人は市内在住の農業従事者で、田で水稻、畑で白菜を耕作しており、今後は当該地の取得により作付量を増やし、収益増を計画しております。農作業に従事する世帯員は3名、年間農業従事日数は150日で、農地取得の権利は有しております。以上です。
会 長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
平沢委員	令和7年10月1日、現況確認調査を、花島委員、山越隼人委員、杉山局長、横川主査と私で行いました。現地写真をご覧ください。 議案第1号第1項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 異議なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第1号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。
続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可についてです。
第1項、久野町につきまして、申請者は、東京都に本店を置く太陽光発電事業等を行う法人で、太陽光発電設備を設置するため農地転用の目的で所有権を移転するものです。太陽光発電設備の出力は、590W太陽光パネル156枚、パワーコンディショナーによる出力計算では49.5kWとなっており、非FITとして事業者同士で締結した契約内容に基づき売電する計画となっております。取水・汚水計画はなし、雨水排水は敷地内浸透処理となっております。なお、用地取得及び整備工事等の資金については、すべて自己資金で賄う計画となっております。他法令について、関係機関との協議は了しております。
次に第2項、遠山町につきまして、申請者は、大阪府に本店を置く太陽光発電事業等を行う法人で、太陽光発電設備を設置するため農地転用の目的で所有権を移転するものです。太陽光発電設備の出力は、625W太陽光パネル560枚、パワーコンディショナーによる出力計算では250kWとなっており非FITとして事業者同士で締結した契約内容に基づき売電する計画となっております。取水・汚水計画はなし、雨水排水は敷地内浸透処理の計画となっております。なお、用地取得及び整備工事等の資金については、すべて自己資金で賄う計画となっております。他法令について、関係機関との協議は了しております。以上です。

会 長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

平沢委員 議案第2号第1項および第2項ですが、農地区分は二種農地と考えます。転用目的が太陽光発電設備設置場であり、今回の申請について許可相当と思われます。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

飯田委員 議案第2号第2項については、地元の農業委員として太陽光発電設備設置は反対いたしま

す。

川村委員 議案第2号第1項ですが、以前調査に行った際は道路から進入できるような状態ではありませんでしたが、今はどのような状況でしょうか。

事務局 きれいに草が刈られ、進入できる状況となっております。

会 長 他に質疑はございませんか。議案第2号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

過半数委員 異議なし。

会 長 異議なし賛成多数と認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による転用目的の賃借権設定許可について、議題に供します。

議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私、山越康義は議事参与できませんので退席し、議長を吉田職務代理と交代いたします。

～ 山越康義会長 退席 ～

吉田代理 暫時議長を務めます。議案第3号、農地法第5条の規定による転用目的の賃借権設定許可について、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による転用目的の賃借権設定許可についてです。

第1項、猪子町および第2項、下根町につきまして、申請者は東京都に本社を置く高速道路の新設、維持管理等を行う法人で、転用目的は、首都圏中央連絡自動車道の拡幅工事に伴い、一時的に工事用道路及び資機材置場等に使用することとして、3年間の一時転用をするものです。なお、本件は、令和元年度に3年間の許可としたのが最初で、3年後の令和4年10月に再申請による許可がなされ、今回にあっては、更に3年が経過したことによる許可再々申請であります。関係機関との協議は了しております。

次に第3項、東獺穴町につきまして、本件も圏央道の工事に伴うもので、申請者は第1項及び第2項に同じで、転用目的は当該工事にかかる資材置場としての一時転用です。本件においても、令和元年度に3年の期間で一時許可をしたのが最初で、3年後の令和4年10月に再申請によって転用許可がなされ、今回、更に3年が経過したことによる許可再々申請であります。関係機関との協議は了しております。以上です。

吉田代理 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

平沢委員 議案第3号第1項および第2項ですが、農振農用地区域内の農地です。転用目的は、圏央道の4車線化事業に伴い一時的に工事用道路および資材置場として転用していた農地を、農地へ復元するものです。令和元年および令和4年に引き続き、3年間の一時転用を再々申請するものであり、今回の申請について許可相当と思われます。

議案第3号第3項ですが、農振農用地区域内の農地です。転用目的は、圏央道の4車線化

事業に伴い一時的に土の仮置場用地として転用していた農地を、農地へ復元するものです。令和元年および令和4年に引き続き、3年間の一時転用を再々申請するものであり、今回の申請について許可相当と思われます。

吉田代理 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

吉田代理 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 異議なし。

吉田代理 他に質疑はございませんか。議案第3号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

吉田代理 異議なし賛成多数と認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたします。山越会長の議事参与を認め、議長を山越会長と交代します。

～ 山越康義会長 着席 ～

会 長 続きまして、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてです。

資料をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、牛久市長から提出された、農用地利用集積等促進計画案に関しまして、農業委員会が答申する意見について審議するものです。

資料を1ページおめくりください。まず、新規分になります。

表1段目、賃貸借権設定10年以上が、田1件、441㎡です。詳細については次ページのとおりです。

資料をさらに1ページおめくりください。期間満了分になります。

表1段目、賃貸借権設定10年以上が、田115件、161,930㎡、表2段目使用貸借権設定10年以上が、田12件、26,286㎡です。合計127件、188,216㎡です。筆ごとの詳細については、次ページのとおりです。以上です。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	異議なし。
会 長	質疑はございませんか。議案第4号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に報告事項です。農地法第4条および第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について、事務局処務規程第6条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報告がありましたので資料をお読み取りください。
会 長	本日の議事は、すべて終了いたしました。 以上をもちまして、第28回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力いただき有り難うございました。